

千葉県再生資源物適正保管協議会要領

令和3年10月29日制定

令和4年4月1日改正

(趣旨)

- 1 この要領は、屋外保管事業場の設置等について適正な指導を期するため、千葉県屋外保管事業場設置等に関する指導要綱第6条第1項により設置した千葉県再生資源物適正保管協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査事項)

- 2 協議会は、次に掲げる事項を審査するものとする。
 - (1) 屋外保管事業場の設置等に係る許可に関し、周辺環境や土地利用上の規制等の立地条件及び構造等の技術的事項
 - (2) その他協議会の目的達成に必要な事項

(委員)

- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、会長が必要と認めるときは、別表に掲げる職以外の職にある者を臨時に委員とすることができる。

(書面による審査)

- 4 会長は、協議会の審査事項について、市の関係機関との調整の必要がなく問題の生ずるおそれのないものと認めるものについては、書面により各委員の意見を聴くことにより協議会の審査に代えることができる。

(事務局)

- 5 協議会の事務局は、産業廃棄物指導課内に置く。

(委任)

- 6 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表

環境局	環境保全部	環境保全課長
		環境規制課長
経済農政局	農政部	農政課長
		農地活用推進課長
		農政センター農業経営支援課長
都市局	都市部	都市計画課長
	建築部	宅地課長
		建築指導課長
		建築情報相談課長
公園緑地部	緑政課長	
建設局	土木部	路政課長
		中央・美浜土木事務所長
		花見川・稲毛土木事務所長
		若葉土木事務所長
		緑土木事務所長
	下水道企画部	下水道営業課長
		総合治水課長
	下水道施設部	下水道整備課長
下水道維持課長		
消防局	予防部	予防課長
水道局		水道事業事務所長
教育委員会事務局	学校教育部	学事課長
	生涯学習部	文化財課長
農業委員会事務局		農業委員会事務局次長